

1-1 補助金制度の基礎知識 国はなぜ補助金を交付してくれるのか

国の政策の実現につながる 企業活動を支援するお金

本誌を手に取られた読者各位は、補助金の申請・受給を検討している企業または支援機関の方が大多数であることと思う。各位に最初にお伝えしておきたいことは、補助金の交付を受けるためには、補助金の目的を知り、制度を理解しておく必要があるということだ。

補助金は、国や地方自治体から企業に向けて交付されるお金だ。日本国内に約359万社^{*1}の企業が存在する中で、特定の企業に補助金を交付する意味は何だろうか。

国や地方自治体は、常に国内外の課題を検討して国や地域をより良くするために政策目標を立て、その実行に取り組んでいる。しかし国と地方自治体、その職員だけでは、製造業や中小企業が抱える課題を解決し、目標を実現することは不可能だ。

そこで、政策目標を達成する手段として、当事者の中から趣旨に合致する事業を公募して選定し、事業の実行にかかる費用を給付する。それが補助金制度だ。言い換えれば、補助金の目的は「政策・方針に合致する企業の事業展開・事業拡大を資金面からサポートすることで、政策の効果を大きくすること」であるともいえる。まずはこのことを理解しておいてほしい。

2019年度「白書」から見る 製造業・中小企業向け政策

補助金の目的が「政策・方針に合致する企業の事業展開・事業拡大を支援する」であるということを考えると、補助金申請にあたって政府の方針・見解を知っておくことが大切なのはご理解いただけのことと思う。そこで、政府の政策・課題

の要点や概略を知るのに適している資料をご紹介しよう。

「白書」は、政府の方針を国民に周知するために、各府省庁が取りまとめて公開している年次報告書だ。部署ごとに数多くの白書があるが、製造業に関する課題や方針は経済産業省の「ものづくり白書」に、中小企業の課題や方針は中小企業の「中小企業白書」にまとめられている。読者各位はこの2つをチェックしておけば良いだろう。

「2019年版ものづくり白書」は、わが国の製造業を巡る現状と課題を「第四次産業革命の進展」「グローバル化の展開と保護主義の高まり」「ソーシャルビジネスの加速」という3つのポイントから分析し、今後の競争力強化に向けた4つの方策を以下のように示している。

【第四次産業革命下におけるわが国製造業の競争力強化につながる方策】

- ①世界シェアの強み、良質なデータを活かしたニーズ特化型サービスの提供
- ②第四次産業革命下の重要部素材における世界シェアの獲得
- ③新たな時代において必要となるスキル人材の確保と組織作り
- ④技能のデジタル化と徹底的な省力化の実施

(2019年版ものづくり白書「総論」より)

また、「2019年版中小企業白書」では、2018年度の中小企業の動向を踏まえ、今後の課題として「経営者の世代交代」と「中小企業・小規模企業経営者に期待される自己変革」について多く記述されている。特に自己変革についての第三部では「防災・減災対策」が大きく取り上げられており、2020年度の補助金施策にも影響がありそうだ。

これらの資料を参考に政策・方針の大枠をつかみ、補助金申請の準備に備えると良いだろう。

*1 2019年版中小企業白書より

資金面だけではない 補助金の交付を受けるメリット

補助金に採択されると、本業の営業以外でまとまった資金を受け取ることができるため金銭面でのメリットが強調されがちだ。しかしそれ以外にも経営上の利点があることを知っておいてほしい。

【中小企業が補助金を受けるメリット】

- ①設備投資などの費用負担を軽減できる
- ②会社の事業計画を明文化できる
- ③事業計画が認められたことによるPR効果

補助金の最大のメリットは、やはり設備投資や新製品開発の費用負担を軽減できる点だ。設備や新製品への投資は企業の成長に欠かせない要素である一方、資金面での負担が大きいとなかなか踏み切れない場合もある。しかし、たとえばものづくり補助金で補助率3分の2の要件を満たせば、たとえば1,500万円以上の機械装置費のうち1,000万円を補助金でまかなうことができる。設備投資費用を抑えて最新設備を導入し、新製品や新技术を開発できれば、技術力を向上しつつ、競合に対する競争力強化を図れることだろう。

また、事業計画を明文化できる点もメリットだ。中小企業では、事業計画が何年も更新されていないケースや、社長の頭の中にしかないケースもある。だが、補助金に申請するには、会社の現状、課題を踏まえて市場規模を分析し、今後の事業計画をわかりやすくまとめて記載する必要がある。これを社員や取引先、金融機関などに向けた事業計画書のベースにすることもできる。

もう1点、補助金に採択されるということは、企業の事業内容やこれからの事業計画が公に認められたことを意味する。設備投資と事業計画とともにPRして新規顧客獲得や新分野参入を果たした事例も多いので、うまく活用しよう。

知っておきたい 補助金のデメリット

一方で、補助金を受けるデメリットもある。



2019年版のものづくり白書（左）と中小企業白書（右）。ダウンロード版のほか、書店で製本版を入手できる。

【中小企業が補助金を受けるデメリット】

- ①手続きにかかる事務作業の負担
- ②ルールに則った適切な事業実施の責任
- ③5年間続く「成果報告」「収益納付」

まず、中小企業にとって一番の負担となるのが、補助金の公募申請から完了報告にかかる事務作業の負担だ。公募申請段階での事業計画書作成、採択後に行う「交付申請」、途中経過の「遂行状況報告」、完了時の「完了報告」など、大量の書類を正しくつくると提出しなければならない。本業とは別に作成工数を確保しなければならず、忙しい経営者には負担が大きい可能性が高い。

また、補助事業は通称「補助金等適正化法」という法律に基づいた規定に基づいて実施され、採択事業者には規定に従って適正に事業を実施する責任がある。数年後に会計検査院の検査が入る場合もあり、規定外の処理や不正が見つかると、補助金の返還を求められるケースや、訴追されるケースもあるという。ルールに反すると、後で大きなダメージを負う可能性があるということだ。

さらに、ものづくり補助金では、補助金の交付を受けてから5年間は、「成果報告」という報告書を提出する義務がある。補助金を受けて事業がどのように伸びて利益が出たかを報告し、利益が補助額を超えた場合は補助金額の一部の返還（収益納付）を求められる。つまり補助事業で利益が出すぎると数年後に返さなければならない。

このようなデメリットもあることを知った上で、上手に補助金を活用しよう。

12/567 1-2 製造業が申請しやすい補助金とは？

政策と事業計画が合致する 補助金に申請しよう

前項でお伝えした通り、補助金は政府が政策を実行するための手段の1つで、政策に合致する企業を選んで支援する制度だ。毎年、国の政策に合わせて各省庁でさまざまな補助金が公募されているが、当然ながら補助金ごとに目指す目的や趣旨は異なる。公募の対象、補助対象、審査基準や採択後の事業実施方法なども、補助金ごとにバラバラだ。そこで申請する側としては、合わない補助金に申請の労力をかけたくないで、まずは自社に合った適切な補助金を見極めることが大切だ。

申請すべき補助金の見極め方のポイントは、「補助金の目的と自社の事業計画が合致しているかどうか」。これに尽きる。補助金ごとに公募要領や制度の目的と仕組みを確認し、自社の事業計画と照らし合わせて合致するものがあったら、その補助金こそぜひ応募すべきものだ。時間と手間をかけて具体的な検討・準備を始める価値がある。

逆に、「補助金に間に合う設備を導入しよう」とか「補助金をもらうために設備投資を早めよう」と考えるのはおすすめしない。というのも、会社の事業計画や市場ニーズ、顧客ニーズとかけ離れた設備投資を行うと、後から何かと無理が出てくるものだ。これまでにも補助金を受けて導入した設備がまったく稼働していない事例や、キャッシュフローに無理が出来てしまった事例を何度も見たことがある。会社の事業計画あっての補助金、と考えて、補助金と事業計画のミスマッチを防ぎたいところだ。

国の予算に合わせて補助金は実行される

国の政策や事業は、あらかじめ国会の承認を得た「予算」や「法律」などに沿って進められてお

り、もちろん補助金も含まれる。これらの制度を大枠で把握しておくと、補助金制度を理解しやすい。政府が作成する予算書は、政府が1年間にどのような政策を実施していくのかを数字で表した政府の計画書だ。

国の予算には「本予算」「補正予算」「暫定予算」という3つの形がある。

①本予算

一会计年度(4月1日～翌年3月31日)の財政計画に基づいて算出された年間予算のこと。

②補正予算

当初予算成立後の事情変更によって、その予算に過不足を生じ、またその内容を変える必要がおこった場合に、当初成立した予算を変更するもの(追加財政需要など)。本予算と同様、国会の承認を受けて成立する。

③暫定予算

衆議院解散や本予算が年度開始前(3月末)までに成立しない場合などに、本予算が成立するまでの暫定措置として編成される予算のこと。

(ミラサポ「予算」ページより抜粋)

補助金は主に本予算または補正予算で実施される。どちらの予算がついているかで、実施時期や内容が変わってくる。

本予算で実施される補助金は、毎年秋口から各省庁が行う「概算要求」に含まれ、翌1月の通常国会で審査、成立し、翌4月から実行に移される。そのため、本予算の補助金は6月～7月頃に公募されるものが多く、年末頃までに事業完了し、年度内の事務処理完了に備えるというスケジュールが見えやすい。また、秋頃から来春の補助金の公募の有無がだいたい見えてくるので、前例に従って事前に準備を始めることができる。本予算の補助金の例としては、「事業承継補助金」「エネルギー

「合理化補助金」などが知られている。

一方、製造業、中小企業を対象とした補助金は、補正予算で出てくることが多い。補正予算は「予算成立後の事情変更によってその予算に過不足を生じ、」という位置づけの予算であるため、事情変更が発生してから国会に諮られ、成立すれば実行に移されることになる。

このため、例年補正予算で公募される「ものづくり補助金」は毎年公募スケジュールが違つておらず、振り回されてきた企業も多いのではないだろうか。また、毎年「今年こそ最後のものづくり補助金」という噂が流れながらも7年にわたって継続実施されてきたのも、「事情変更」が発生して補正予算として手当てされてきたためといえる。

中小企業が申請しやすい補助金3選

さて、2019年度は「平成30年度第2次補正予算案」に「中小企業生産性革命事業」が盛り込まれた。この事業は「中小企業の生産性を高める」という目的の予算で、ここに含まれた3つの補助金が製造業の中小企業にとって最も申請しやすかつたものだ。

【2019年度：中小企業の生産性を高める補助金】

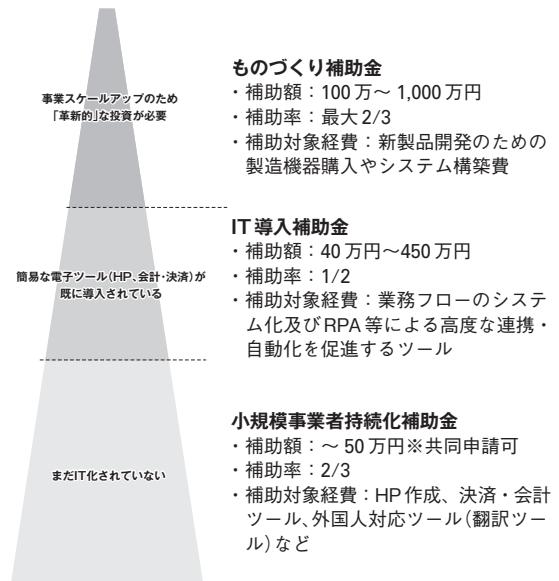
- ①ものづくり補助金
- ②IT導入補助金
- ③小規模事業者持続化補助金

これらの補助金については、中小企業の生産性向上を促すために図1の構成で実施された。

ものづくり補助金は、革新的サービス開発、試作品開発、生産プロセスの改善などを行うための機械設備やITツールの導入に、最大2/3の補助率で1,000万円規模の大型の補助を行う。これは事業をスケールアップするための「革新的」な投資が対象だ。

IT導入補助金は、すでにITツールを活用している事業者向けに、日々のルーティン業務を効率化させるITツールや情報を一元管理するクラウドシステムなど、汎用的なITツールの導入を促す補助金。補助率は1/2で、補助額は最大450万円に引き上げられた。

図1 中小企業生産性革命推進事業の位置付け
(IT導入補助金ウェブサイトより)



小規模事業者持続化補助金は、対象を従業員20人以下(商業・サービスでは5人以下)の小規模事業者に限定し、販路拡大の取組みや会計等のソフトの導入、外国人対応ツールの導入等に活用できる。補助率は2/3で、補助上限額は50万円だ。

詳しくは第2章～第5章を参照いただきたい。

状況に応じて申請したい補助金

製造業の中小企業が申請できる補助金のうち、本予算で実行される補助金は、基本的には翌年も公募があると考えていい。それらのうち、状況が合えばぜひ申請したい補助金もいくつかある。

【2019年度：本予算で実施されたうち、製造業で申請しやすい補助金】

- ①事業承継補助金
- ②エネルギー合理化補助金
- ③新連携
- ④戦略的基盤技術高度化支援制度(サポイン)
- ⑤連携ものづくり補助金

これらの補助金については第6章で詳述するが、「事業承継のタイミングであれば」「省エネ設備の導入予定があれば」「事業者連携で解決できる課題があれば」、申請を検討するといいだろう。